

登録商標「せとみどり（商標登録番号：第 7063385 号）」、「オルビーナ（商標登録番号：第 7056817 号）」
の使用ガイドライン

制 定 令和 8 年 7 月 29 日 8 生流第 83002004 号

香川県農政水産部農業生産流通課

（目的）

第 1 条 香川県では、県オリジナルのオリーブ品種の認知度向上やイメージアップを目的として、「香オリ 3 号」の愛称である商標「せとみどり」、「香オリ 5 号」の愛称である商標「オルビーナ」（以下、本商標という。）の適正な使用を図るため、本ガイドラインに必要な事項を定める。

（対象となる愛称）

第 2 条 本ガイドラインの対象とする商標（品種名）は、「せとみどり」（香オリ 3 号）、「オルビーナ」（香オリ 5 号）とする。

（商標権）

第 3 条 本商標に関する一切の権利は、香川県に属する。

（使用対象者）

第 4 条 本商標を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当すること。

- （１） 「香オリ 3 号」、「香オリ 5 号」を栽培する生産者
- （２） 「香オリ 3 号」、「香オリ 5 号」の加工品を扱う加工事業者、流通販売事業者
- （３） 地方公共団体及びその他行政機関
- （４） 「香オリ 3 号」、「香オリ 5 号」の普及推進を目的とする県内の団体
- （５） その他知事が必要と認めるもの

（使用上の注意）

第 5 条 本商標の使用者は、以下の各号の条件を全て遵守することとする。また、本商標は、商標法（昭和 3 4 年法律第 1 2 7 号）に基づく商標登録として指定された商品のみを使用すること。なお、本商標の使用に当たっては、申請を要しない。

- （１） 本商標の使用により、「香川県」、「香川県産オリーブ」、「香オリ 3 号」、「香オリ 5 号」、「かがわオリーブオイル」、「香川県産農産物ブランド」などの信用又は品位を損なわないこと。
- （２） 本商標の使用により、対象の商品について誤認又は混同を生じさせないこと。
- （３） 本商標を、自己の商標として登録しないこと。
- （４） 本商標自体を商品化しないこと。
- （５） 本商標の使用又は本商標を付した商品の瑕疵により、第三者に損害を与えた場合、香川県は責任を負わないこと。
- （６） その他、香川県が不適切と認める態様で使用しないこと。

（使用料）

第 6 条 本商標の使用料は、無料とする。

（違反時の対応）

第 7 条 本ガイドラインに違反した場合、香川県は本商標の使用の停止又は中止等の措置を請求することができる。

(事故、苦情等の処理)

第8条 本商標の使用に関する事故又は苦情については、商標の使用者が、誠意をもってその責任の下に処理しなければならない。

- 2 香川県は、本商標を使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 3 使用者は、本商標を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、香川県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 4 使用者は、本商標の使用に際して故意又は過失により香川県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を香川県に賠償しなければならない。
- 5 香川県は、本ガイドラインにより本商標を使用した者に対し、その使用に係る経費又は役務を負担しない。

附 則

本ガイドラインは、令和8年7月29日から施行する。